

## 議案第39号

### 淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約の一部変更について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約（令和3年9月30日議決）の一部を次のとおり変更する。

#### 1 契約金額

変更後の契約金額	令和3年9月30日議決における 契約金額
1,055,883,400円	879,890,000円

#### 2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和3年9月30日議決における しゅん工期限
令和7年3月31日	令和6年8月30日

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

#### 説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－４請負契約締結について

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－４請負契約を次の要項により締結する。

- |   |         |                    |        |
|---|---------|--------------------|--------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事           | 一式     |
|   |         | 延長                 | 70メートル |
| 2 | 契約の相手方  | 大阪府中央区北久宝寺町3丁目6番1号 |        |
|   |         | 株式会社 鴻池組           |        |
| 3 | 契 約 金 額 | 879,890,000円       |        |
| 4 | しゅん工期限  | 令和6年8月30日          |        |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府福島区海老江3丁目       |        |

### 議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。